

## 香川高等専門学校詫間キャンパス学生小委員会規程

平成21年10月1日制定

平成30年 3月2日改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、香川高等専門学校内部組織規程第22条第2項の規定に基づき、学生小委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 学生会及び学生団体に関すること。
- 二 学生の生活指導に関すること。
- 三 学生の出版及び掲示に関すること。
- 四 学生の賞罰に関すること。
- 五 学生の課外活動に関すること。
- 六 学生の保健衛生に関すること。
- 七 授業料及び入学料の減免に関すること。
- 八 奨学金に関すること。
- 九 その他学生の厚生補導に関すること。

(構成)

**第3条** 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 学生主事
- 二 学生副主事
- 三 学生主事補
- 四 各学科及び一般教育科教員 各1名。ただし、学生副主事、学生主事補をもってこれに充てることができる。
- 五 学生課長

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(任命)

**第5条** 第3条第3号に規定する委員は、各学科及び一般教育科からの推薦に基づき、校長が任命する。

(任期)

**第6条** 第3条第3号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

**第7条** 委員会に必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、その審議内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

**第8条** 委員長は、必要があるときは委員以外の者を出席させることができる。

(報告)

**第9条** 委員長は、必要に応じ委員会の審議結果を学生委員会に報告するものとする。

(事務)

**第10条** 委員会の事務は、学生課学生係において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。